那須烏山市農業委員募集要項

1　目的

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）に基づき、農業委員会の委員（以下、「農業委員」という。）の選任について農業委員の推薦を求めるとともに、農業委員になろうとする者の募集をするものです。

2　募集人員　　19 人

なお、法令等により次の事項が規定されています。

⑴ 認定農業者が農業委員の過半数を占めること。

⑵ 農業委員会の所掌に関し利害関係を有しない者が 1 人以上含まれること。

※農業者でない方、農業経営に直接関係していない方

⑶ 年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること。

3　任用期間

令和 9（2027）年 5 月 22 日～令和 12（2030）年 5 月 21 日まで（3 年間）

4　身分

那須烏山市の特別職の非常勤職員

5　主な職務内容

⑴ 農地法に基づく農地の売買・賃借等の許可、農地転用の許可等

⑵ 農地利用最適化推進委員と連携し、農地利用の最適化を推進するための現場活動を行う。

① 地域農業経営基盤強化促進計画など地域の農業者等の話し合いへの参加

② 農地の出し手・受け手の掘り起こしと担い手への農地利用の集積・集約化の推進

③ 遊休農地の発生防止・解消の推進

④ 新規参入者への支援活動　等

⑶ 各種会議、研修会等への出席

① 総会（毎月）

② 農地、農業振興専門委員会及び合同会議（随時）

③ （一社）栃木県農業会議主催研修会　等

⑷ 農業経営合理化の支援、農業一般に関する調査・情報提供、農業者年金の加入促進

6　報酬

「那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」で定める額

年額　350,000 円（令和 8 年 4 月 1 日現在）

※活動及び成果実績に応じて割増有り

7　推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者

ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

⑴ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

⑵ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

8　推薦及び応募の方法

所定の書類に必要事項を記入のうえ、直接農政課農地調整グループ（農業委員会事務局）へ、ご提出ください。（メール、FAX での提出は不可）

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんので、ご了承ください。

⑴ 推薦及び応募書類

個人が推薦する場合	様式第１号
法人又は団体が推薦する場合	様式第２号
自ら応募する場合	様式第３号

⑵ 書類の入手方法

推薦及び応募書類は、農政課（農業委員会事務局）に備えるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

⑶ 募集期間

令和８（2026）年 11 月 16 日（月）から令和８（2026）年 12 月 15 日（火）まで【必着】

※提出の時間は、平日の午前８時 30 分～午後５時までといたします。

（土日祝祭日は提出できません。）

※申し込み状況により募集期間を延長する場合があります。

延長する場合は、市ホームページにより公表します。

9　情報の公表

法令の規定により、応募状況等について受付期間中及び期間終了後に市ホームページで公表いたします。

10　選任の方法

那須烏山市農業委員候補者評価委員会が、被推薦者及び応募者の評価を行い、結果を取りまとめて市長に報告します。

市長は、評価委員会の意見を参考に農業委員を選考し、市議会の同意を得て、農業委員を任命します。

※評価にあたっては、農業委員の地域、性別、年齢等に著しい偏りが生じないよう配慮します。

11　結果の通知

結果については、被推薦者及び応募者の全員に文書で通知します。

12　推薦及び応募に係る提出先及び問合せ先

〒321-0595

那須烏山市大金 240 番地

那須烏山市農政課農地調整グループ（農業委員会事務局）

電話　0287-88-7117

13　その他

⑴ 農業委員と農地利用最適化推進委員の兼務はできません。

※推薦及び応募の併願は可能です。

⑵ 必要に応じて、添付資料を求める場合があります。また、提出された書類の内容確認のため、本人、関係機関等に対し確認・照会を行う場合がありますので、ご了承ください。